

再意見公募要領

1 再意見公募対象

先般の意見募集（平成 30 年 12 月 8 日（土）～翌年 1 月 11 日（金））において、以下の変更案に対して提出された意見

「電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の変更案」（NTT 東日本：新旧対照表、NTT 西日本：新旧対照表）

2 再意見公募の趣旨・目的・背景

現在、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本・西日本」という。）の局舎等でのコロケーション（※ 1）について、接続事業者が局舎等に設置した設備を撤去する際に、設備撤去の申請から起算して 6 か月分の利用料金相当額を一律に負担することとなっています。

このルールについては、設備撤去の申請から実際に設備撤去が完了するまでの期間が 6 か月に満たない場合であっても、6 か月分の利用料金相当額を負担しなければならないため費用負担上公平ではなく、設備撤去を早く実施しようとするインセンティブも発生しない仕組みとなっていること等の問題が指摘されており（※ 2）、総務省から NTT 東日本・西日本に対し見直しの検討を要請しました（平成 29 年 9 月 8 日付け総基料第 162 号記の 5）。

これらの経緯を踏まえ、今般、NTT 東日本・西日本から、現状のルールを見直し、各接続事業者がその責任で実際にコロケーションスペース等を留保する期間に応じて費用を負担すること等を内容とする、接続約款変更の認可申請があったものです。

※ 1 接続事業者が NTT 東日本・西日本の第一種指定電気通信設備と接続する場合に NTT 東日本・西日本の局舎、管路、とう道等に自らの設備を設置すること。

※ 2 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書 第 8 章 4

3 資料入手方法

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課（総務省 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。

4 再意見の提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、再意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、再意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メー

メールアドレス)を明記の上、再意見提出期限までに提出してください。

なお、提出再意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※再意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接再意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

別途、再意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 再意見提出期間

平成31年1月17日（木）から同年1月30日（水）まで（必着）

※郵送の場合は、同日付け必着。

6 留意事項

- ・再意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの再意見には、当該再意見の対象である意見等を記載して下さい。
- ・提出された再意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出再意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された再意見とともに、再意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で再意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・再意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・再意見提出期間の終了後に提出された再意見、意見募集対象である命令等の案以外についての再意見については、提出再意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された再意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された再意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された再意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出再意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：小土井、武田

電 話：03-5253-5844 F A X：03-5253-5848

電子メールアドレス：setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を「@」に直してください。

再 意 見 書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等) (注1)
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年12月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見